

市町村国民健康保険のあり方について

平成27年6月11日
奈良県健康福祉部保険指導課

市町村国民健康保険のあり方について

健康福祉部保険指導課

1 国の制度改革の概要

- 「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が本年5月27日に成立。

(1) 公費拡充等による財政基盤の強化

- ① 平成27年度から、保険者支援制度を、全国ベースで約1700億円拡充。

(低所得者の人数に応じて、保険料額の一定割合を公費支援 : 国1/2 県1/4 市町村1/4)

- ② 平成29年度以降、全国ベースで毎年約1700億円の国費を投入。

【平成29年度】

- ・ 保険料の収納不足、見込みを超える給付費の増加などの財政リスクの軽減のため、**県に創設が予定される財政安定化基金に積立。**

【平成30年度～】

- ・ 精神疾患が多い、非自発的失業者など、国保が抱える課題に着目した支援を強化。
- ・ 保険運営のインセンティブを確保する観点から、努力する保険者を積極的に支援する制度を創設。

平成30年度以降、毎年約3400億円
(①+②)を国保の財政運営に投入

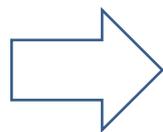


保険料の上昇抑制
に一定の効果

(2) 県と市町村の役割分担(平成30年度～)

① 県は、国保の財政運営を担う。

- 県全体で医療給付費等の見込みを立て、市町村ごとの医療費水準等を考慮し、納付金の額を決定し、市町村に割り当てる。
- 市町村が参考とする保険料の算定方式、市町村規模別の収納率目標及びこれらに基づく標準保険料率を示す。
- 保険給付に要した費用を市町村に支払う。



保険者規模の拡大による財政運営の安定化
及び保険料の平準化を進める方向

② 市町村は、引き続き、次の業務を担う。

○ 保険料率の決定、賦課・徴収

- ・ 市町村は、納付金相当額を確保するため、県が示す標準保険料率等を参考に、保険料の算定方式や保険料率を決定し、賦課及び徴収を行う。

※ 財政調整基金等を保有する市町村は、それを活用して保険料を軽減できる。

○ 資格管理

○ 保険給付

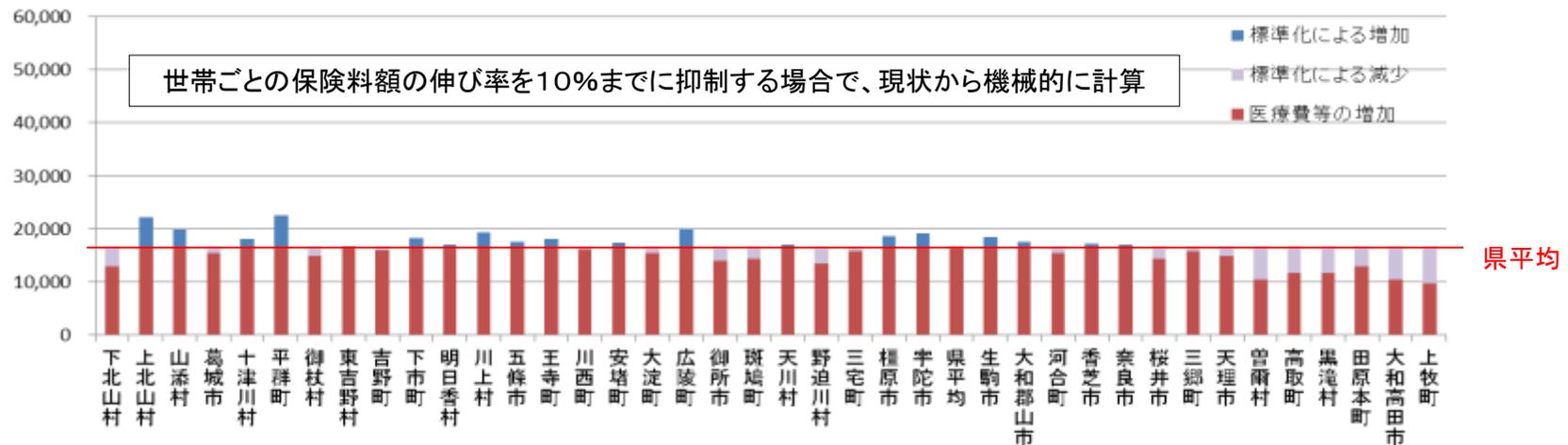
○ 保健事業

2 本県の取組方向(奈良モデル)

(1) 昨年度の取組

- 国の制度改革の動向や本県の広域化の取組について、各市町村長と意見交換等を行うことで、情報を共有した。
- 平成29年度から、県全体での保険料の標準化を目指し、保険料が急増する世帯に激変緩和措置を実施する方向で検討を進めることについて、保険料格差の解消につながる観点から、市町村長の概ねの同意が得られた。
- 市町村において、標準保険料率への移行が円滑に実施できるように、平成29年度時点での医療費等の見込み額及びそれに基づく標準保険料率の試算値を示した。

【平成29年度 1人当たり保険料増加額の試算(激変緩和措置後)】



○ 県平均保険料は、医療費等の増加により、90,001円(25年度)から106,496円(29年度)へ16,495円(18.3%)のアップ。

(2) 今年度の取組方向

○ 国の制度改正時期に合わせて、平成30年度から、県内で統一した標準保険料率の導入を目指し、検討を続ける。

- ・ 平成30年度時点の標準保険料率の試算を行う。
- ・ 収納率目標よりも高い収納率を達成する場合や市町村国保で保有する財政調整基金等を活用し、市町村は独自の判断で保険料の引下げが可能。

○ 保険料急増世帯への激変緩和措置を合わせて実施するため、具体的な検討を行う。

- ・ 対象とする世帯の範囲、激変緩和の期間などの設計を行う。
- ・ 市町村間の公平性を確保する観点から、支出に見合う適切な保険料率の設定状況に基づき、一定の調整を行うことを検討する。

○ 市町村が担う事務について、医療費の適正化を推進するための支援の充実や、業務の一部について効率化を図る観点から共同化を検討する。

- ・ 県は、医療費の適正化に資する取組に関する専門的な助言や財政的な支援を行うとともに、医療費の適正化が保険料の上昇抑制につながる仕組みの構築を図る。
- ・ 国の動きを注視しつつ、県全体で効率化のメリットが認められ、実現可能な事務の共同化を検討する。

今後の展開(目標)

標準保険料率の導入について、平成28年度までに詳細設計のコンセンサスを得て、平成29年度に市町村で条例等の改正を目指す。